# 船橋市介護保険住宅改修費

支給申請及び受領委任払い

# 受領委任払い登録更新研修会資料

# 目 次

# 介護保険の住宅改修

1 対象者	1
2 被保険者負担割合	1
3 支給の限度額	1
4 住宅改修の種類	2-3
5 事前申請から保険給付までの流れ―――――	4-6
6 支給申請における注意点	7-8
7 受領委任登録事業者として	9-10

## 介護保険の住宅改修

要支援 $1 \cdot 2$ 、要介護 $1 \sim 5$ の要介護認定を受けている方が自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。

介護保険の住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、手すりの取付け、床段差の解消等、被保険者の資産形成につながらないような比較的小規模なものが対象で、一般的な住宅のリフォーム工事とは異なります。

要介護者等は、身体機能の低下によって日常生活動作が著しく不便、不自由な状況であり、 転倒事故をはじめとする家庭内事故を招く危険性があります。介護保険における住宅改修は、 家庭内事故を未然に防ぎ、自宅においての安心した生活を継続させて、家庭で介護する人の介 護負担の軽減させる目的もございます。

<u>したがって、本人にとってより効果的な住宅改修を行うには、介護支援専門員(ケアマネジ</u>ャー)など介護の知識を持った専門職と施工事業者との連携が必要となります。

# 1. 対象者

- (1) 介護保険の要支援  $1 \cdot 2$ 、要介護  $1 \sim 5$  の認定を受けている方
- (2) 自宅(介護保険被保険者証に記載されている住所)で生活している方
- ※次の場合は対象外となります。
- ・介護保険施設に入所中、又は入院中の場合(ただし、退所や退院後の生活のためにあらかじ め住宅の改修が必要な場合は、給付対象)
- ・一時帰宅するための改修工事
- ・一時的に身を寄せている住宅の改修工事

# 2. 被保険者負担割合

サービスにかかった費用について、1割~3割を自己負担いただきます。

(領収年月日での負担割合が適用になります。)

※介護保険料の滞納状況によって、「保険給付額の減額」の制限措置の対象者は、自己負担割合が変更になります。なお、給付制限の対象者かどうかは、「介護保険被保険者証」でご確認をしてください。

- ・元の自己負担割合が1割または2割⇒減額期間中の負担割合が3割
- ・元の自己負担割合が3割
- ⇒減額期間中の負担割合が4割

# 3. 支給の限度額

住宅改修(介護保険住宅改修費支給対象工事部分)にかかった費用のうち 20 万円までに対して、その 9 割~7 割を保険から支給します。支給限度基準額 20 万円の範囲内であれば、何度かに分けて利用することも可能です。

また、すでに限度額を利用済みであっても、次の場合はリセットされて、再度 20 万円まで利用できます。

- ・ 転居した場合
- ・初回の工事の着工日時点から、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

要支援1 →要介護3以上

要支援2・要介護1→要介護4以上

要介護 2

→要介護 5

# 4. 住宅改修の種類

## 1. 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的として設置するものが対象となります。

## ポイント

- ・介護保険指定事業所が行う福祉用具貸与や福祉用具購入の手すり(浴槽用)などは、住宅 改修の対象となりません。
- ・住宅に固定したものが対象となります。 (家具への取付け、着脱式は対象外です。)
- ・紙巻器付手すりは、紙巻き器の部分は対象外です。対象部分(手すり)と対象外部分(紙巻き器)で金額を按分していただく必要があります。

## 2. 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室等の床のかさ上げ、式台を設置する工事等が対象となります。

## ポイント

- ・介護保険指定事業所が行う福祉用具貸与の対象となっているスロープや、福祉用具購入の 対象となっている浴室内すのこを置くことによる段差の解消は対象外です。
- ・式台(踏台)については、設置工事をして持ち運びできなくなるものは対象となりますが、設置せずに持ち運びが容易なものは対象外です。
- ・上がり框を2段にする工事も段差の解消の対象工事になります。
- ・既存の浴槽が深く被保険者の入浴が困難なため、浅い浴槽に変更する場合の費用は対象となりますが、それに伴い給湯器を新しくする部分は対象外です。
- ・昇降機・リフト・段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。

### 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面を滑りにくい舗装材へ変更する工事等が対象となります。

## ポイント

- ・階段に滑り止めのゴムを付ける工事も対象となります。
- ・滑りの防止を図るために床材の表面を加工(溝をつける等)する工事も対象となります。
- ・写真で滑りの防止の確認が難しい場合は、床材等のカタログの添付を求める場合がございます。

#### 4. 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を、引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置・扉の開閉向きの変更等が対象となります。

#### ポイント

- ・引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は対象外です。
- ・既存の引き戸が重たく開閉が容易でないという理由があれば、引き戸を取り替える工事も 対象となります。

#### 5. 洋式便器等への便器の取り替え

一般的に和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象となります。ただし、介護保険で購入の対象となっている腰掛便座の設置は対象外です。

## ポイント

- ・和式便器から暖房便座や洗浄機能が付いている洋式便器への取り替えは含まれますが、すでにある洋式便器にこれらの機能を付加する工事は対象外です。
- ・非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗 化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は対象となりません。
- ・既存の洋式便器が被保険者の身体状況の変化などにより高さが合わず使用困難なため、被保険者の利用しやすい高さの洋式便器に取り替える場合は、洋式便器から洋式便器の取り替えであっても対象となります。

## 6. その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる改修

単独工事では対象外です。必要最小限だけ対象になるので、按分が必要となります。

## (1) 手すりの取り付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強 下地補強した部分にのみかかるクロスの張り替え

## (2) 段差の解消

浴室の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

#### (3) 床または通路面の材料の変更

床材変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤の整備

#### (4) 扉の取り替え

扉の取り替えに伴う枠または柱の改修工事

#### (5) 便器の取り替え

便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものは除く)、便器 の取り替えに伴う床材の変更

# 5. 住宅改修の手順

#### 1. 被保険者が住宅改修を希望

住宅改修を希望する被保険者や家族からケアマネジャー等に相談(もしくはケアマネジャーからの提案)などにより、介護保険給付による住宅改修を行うことを決定します。

施工業者の方は、被保険者の要介護・ケアマネジャーの契約の有無・認定有効期間を介護保 険被保険者証で必ず確認してください。担当ケアマネジャーがいる場合は、ご連絡を取り合 い、改修内容を検討してください。

## 2. 介護保険課への事前申請

被保険者は工事内容を確認し必要書類を揃え、船橋市介護保険課に事前申請をします。

#### 【受領委任払いの場合】

申請及び保険給付の受領が施工業者に委任されるので、「介護保険住宅改修費支給申請書(受領委任払い専用)」を作成し、施工業者が船橋市に事前申請をします。なお、事前申請に係る書類については提出前にコピーをとり保管してください。市からの問い合わせやケアマネジャー等から写しを求められた時などに必要となる場合があります。

## 【事前申請に必要な書類】

支給申請書	「受領委任払い」と「償還払い」で申請書の様式が異なります。
	「償還払い」の場合、口座振込依頼欄の口座名義人が被保険者本人以外の場合は、
	裏面の委任状が必要です。
7H -L -=	トマーム ツ・・ コルゼウの物質ロナゼン((ケイ) よくのと担口) マノギン()
理由書	ケアマネジャー又は指定の資格保有者が作成したものを提出してください。
	ケアマネジャー以外の資格保有者が理由書を作成した場合は、その資格を証明する
	もの(資格者証・合格証など)のコピーも添付してください。
	<u>「受領委任払い」の場合は、必ずケアマネジャーが作成してください。</u>
工事費見積書	介護保険の対象となる各工事箇所の内訳が分かるように作成してください。
	平成30年8月1日より国において <u>標準見積様式</u> が定められました。ただし、標準
	見積様式と同等の内容が記載されている場合には、雛形は問いません。
	介護保険の対象外の工事も併せて行う場合は、対象部分の抽出・按分等の適切な方
	法により、支給対象となる費用を算出してください。 (諸経費・値引きなども)
工事前写真	改修を行う全ての箇所の写真が必要です。
	<u>写真には日付を入れてください</u> 。(日付表示機能がないカメラの場合は、黒板等
	に日付を記載し、写真内に直接写るように撮影してください)
	<u>段差解消は、段差箇所にメジャーをあてて撮影</u> していただき、施工前と施工後で
	どのくらい段差が解消されたか分かるようにしてください。
	ドアノブの交換は、片面だけでなく両面を撮影してください。扉を半開きの状態
	にして内側と外側を撮影してください。
図面	必須ではありませんが、写真等だけでは工事内容が判断できない場合には依頼す
	る場合があります。
住宅の所有者	改修を行う予定の住宅の所有者が被保険者以外の場合は、所有者の承諾書が必要
の承諾書	となります。 (所有者が被保険者の家族の場合も必要です)

#### 3. 事前申請審查

ご提出いただいた書類を審査します。審査期間は概ね、1週間程度を要しますので、早めの ご申請をお願いします。

審査後、事前申請の書類を介護保険課で受付したことについて、その旨を被保険者宛てに郵送致します。すでに通知を発送しているかの確認は、まずは被保険者(ご家族等)にしていただくようお願いします。

この通知を受け取った後に工事を着手してください。<u>この通知を受け取る前に着工した場合は、給付対象外となります</u>。なお、この通知は、介護保険住宅改修費について支給を決定するものではありません。工事後の完了報告に基づき審査の上、支給決定致します。

## 4. 工事着工及び工事完了

被保険者の身体状況にも十分考慮しながら工事を進めてください。

工事着工にあたり、事前申請の内容(工事内容・箇所・工事費)に変更が生じた場合は、工事<u>着工前</u>にすみやかに介護保険課にご連絡ください。<u>変更内容によっては、給付の対象外とな</u>る場合がございます。

## 5. 工事後申請(完了報告)

工事完了後、必要な書類を揃え、介護保険課に完了報告をします。支給申請に係る時効は、 領収日の翌日から2年間です。

#### 【受領委任払いの場合】

申請及び保険給付の受領が施工業者に委任されますので、所定の様式「完了報告書(受領委任払い専用)」により作成し、施工業者が船橋市に提出します。

工事内容に変更があった場合は、変更後の工事費をもとに介護保険給付額・自己負担額を 算出し、記載してください。

#### 【完了報告に必要な書類】

完了報告書	「受領委任払い」と「償還払い」で申請書の様式が異なります。
領収証	被保険者本人(フルネーム)宛の施工業者発行の領収証の <u>原本</u> 。(その場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば写しでも可)本人以外宛てに発行する場合は、但し書き欄に「○○様分の介護保険住宅改修費として」のように、被保険者のフルネームが確認できるように記入してください。
工事費内訳書	介護保険の対象となる各工事箇所の内訳が分かるように作成してください。 工事前申請の際に提出した見積書と同じ内容であっても、実際に工事した費用の内 訳書の提出は必要になります。
工事後写真	改修を行った全ての箇所の写真が必要です。 写真には日付を入れてください。(日付表示機能がないカメラの場合は、黒板等に日付を記載し、写真内に直接写るように撮影してください) <u>段差解消は、段差箇所にメジャーをあてて撮影</u> していただき、施工前と施工後で どのくらい段差が解消されたか分かるようにしてください。 できる限り、工事前写真と同じアングルで撮影をお願いします。 ドアノブの交換は、片面だけでなく両面を撮影してください。扉を半開きの状態 にして内側と外側を撮影してください。

## 6. 住宅改修費の支給

完了報告から給付までは通常1~2ヶ月程度かかります。

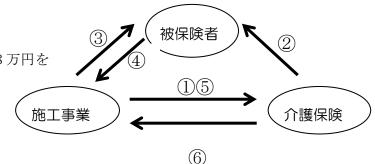
## 【受領委任払いの場合】

介護保険対象工事分の1割~3割を被保険者が施工業者に支払い、残りの7割~9割を市から施工業者へ支払います。

支給の可否については「介護保険住宅改修費支給(不支給)決定通知書」により、登録事業者に通知し、被保険者にもその旨を通知します。

例:負担割合が1割の被保険者で、介護保険支給対象工事費総額20万円の工事を行う場合 (給付額18万円)

- ①事前申請
- ②工事の承認通知発送
- ③工事施工
- ④工事費20万円より支給額18万円を 除いた、2万円のみ支払い
- ⑤給付額18万円の支給申請 (完了報告の申請)
- ⑥18万円の支給



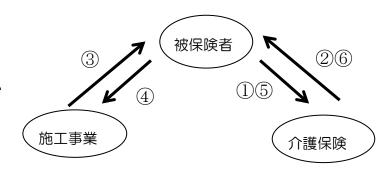
## 【償還払いの場合】

被保険者が改修などにかかった費用の全額を施工業者に一旦支払い、その後、完了報告を提出し、支給が決定されると、市から支給対象工事費用の9~7割分を指定口座に振込む。

支給の可否については「介護保険償還払支給(不支給)決定通知書」により、被保険者に通知します。

例:負担割合が1割の被保険者で、介護保険支給対象工事費総額20万円の工事を行う場合 (給付額18万円)

- ①事前申請
- ②工事の承認通知発送
- ③工事施工
- ④工事費総額20万円の支払い
- ⑤給付額18万円の支給申請 (完了報告の申請)
- ⑥18万円の支給



# 6. 支給申請における注意点

## 1. 事前申請のタイミングについて

・事前申請の内容に不備があり審査に時間がかかることがありますので、時間の余裕を持って ご提出ください。(着工予定日の1週間以上前)

## 2. 工事と給付について

- ・事前申請の内容で工事を行ってください。事前申請の内容に変更があった場合は、その内容 (工事内容・箇所・工事費)を工事着工前にすみやかに介護保険課へ連絡してください。変 更内容によっては、そのまま工事を進めてしまうと介護保険住宅改修費の支給を受けられな いことがあります。
- ・新築は住宅改修と認められないので対象となりません。また、新たに居室を増築する場合な ども対象外です。
- ・住宅改修の対象者である被保険者が工事の途中で死亡した場合は、死亡時に完了している部分までに係る経費が給付対象となります。
- ・被保険者が材料を購入し、本人または家族等により住宅改修を行う場合は、材料の購入費の みが支給対象となります。この場合、事前申請で提出する工事費見積書については、購入す る材料の個々の内訳が分かるものを作成してください。また、完了報告で提出する領収証は レシート不可となります。なお、この領収証については材料を販売した者が被保険者本人に 発行したものとし、工事費内訳書については購入した材料費の個々の内訳がわかるもの(領 収額の内訳)を添付してください。
- ・同じ住宅に2名以上の被保険者(要支援・要介護の認定を受けている人)がいる場合、それ ぞれ20万円まで利用できます。(支給申請はそれぞれ別に必要になります)ただし、同一 の工事部分を2名以上で対象とすることはできません。(例:リビング床の段差解消に係る 費用を2名で割るなどは不可能)
- ・浴室の段差解消や扉の取替えなどにあたりユニットバスを利用する場合は、ユニットバス全体を床・扉・浴槽・天井・壁など箇所ごとに分け、箇所ごとにかかる費用を按分等適正な方法で算出し工事費内訳書を作成してください。対象工事部分が給付の対象となります。パッケージ料金の場合は、保険対象となる部分とそれ以外の部分の価格の確認が必要なため、メーカーが作成した内訳をもとに積算してください。なお、支給対象工事につきましては、理由書等をもとに判断をさせていただきます。
- ・事前申請及び完了報告に必要な写真代及び領収証の印紙代については、住宅改修費支給の対 象とはなりません。

#### 3. その他

### (1) 理由書の作成

被保険者の身体状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に 勘案して、住宅改修の必要性や工事内容を記載するもので、<u>基本的にはケアマネジャーが作成</u> することとなっています。また、理由書を作成する業務も居宅介護支援事業(ケアマネジャー の業務)の一環として考えられております。

### 【受領委任払い】

理由書の作成者は<u>ケアマネジャー(地域包括支援センター保健師等含む)に限ります</u>。 施工事業者がケアマネジャーに代わって理由書を作成することは認められておりません。

## 【償還払い】

ケアマネジャー以外では、作業療法士・福祉住環境コーディネーター2級以上の者などの一定の資格保有者による理由書の作成が認められていますが、その場合でも担当ケアマネジャーとは十分に連携をとってください。また、船橋市としては、償還払いでも担当のケアマネジャーがいる場合はケアマネジャーに理由書を作成してもらうことを推奨しております。

## (2) 被保険者が生活保護受給者の場合

被保険者が生活保護受給者の場合、「受領委任払い方式」は利用できず「償還払い方式」の みの申請になります。申請窓口も、介護保険課ではなく生活支援課になるため、まずは生活支 援課へ相談してください。また、住宅改修に係る費用については、生活支援課から施工事業者 に支払われます。

## (3) 高齢者福祉課の高齢者住宅改造資金助成を受けようとする場合

船橋市高齢者住宅改造資金助成を併用する場合は、介護保険の対象外工事で必要性が認められる工事や介護保険の支給限度額では足りない場合、要件があえば最高で 50 万円までの助成を受けることが可能です。

なお、介護保険の対象工事を含む場合は、介護保険が優先されます。介護保険の住宅改修と 同様に事前申請が必要で、介護保険対象工事部分も含めた工事費総額の改修箇所・内容ごとに 介護保険対象部分と高齢者福祉課の助成部分が明確に判断できる内訳(見積書)が必要となり ます。(担当職員が現地確認をするのでより審査に時間がかかります)。

#### (4) 要介護認定申請中の被保険者

認定申請中であれば暫定的に介護のサービスの利用が可能となっています。住宅改修についても認定申請日以降であれば、住宅改修の事前申請が可能ですが、完了報告は認定結果が出た後に行うこととなります。したがって、認定結果が非該当となった場合は完了報告ができません。

## (5) 転入先(引っ越し先)の改修

予め転入先の住宅を改修する必要がある場合、介護保険課に事前に相談をし、転入する前に 住宅改修の事前申請を行うことが可能です。要介護認定を受けている方の他市からの転入も同 様になりますので、事前にご相談ください。

ただし、完了報告は転入届の後に行うことになります。したがって、何らかの事情により予め改修を行った住宅に転入できなかった場合や受給資格証明書による届出を行わなかった場合は完了報告ができません。

# 7. 受領委任登録事業者として

## 1. 介護保険給付額算出における留意事項

(1) 「給付額・自己負担額等の計算」の記入について、 [A] 工事費総額(税込)に対して [B] 介護保険給付額を算出し、工事費総額から介護保険給付額を控除し [C] 自己負担額を算出します。なお船橋市高齢者住宅改造資金助成制度を併用する場合、完了報告時に高齢者福祉課の助成金額を記載し提出します。

以下の事例を参照のうえ、不明な点等がございましたら介護保険課までお問い合わせください。

※事例は負担割合が1割(保険給付割合が9割)で支給限度基準額が20万円とする。

## 例1: 工事費総額 165,655 円 (保険対象工事費総額 165,655 円) の場合

165,655×0.9=149,089.5 <u>(小数点以下は切り捨て)</u>

保険給付額 149,089 円

自己負担額 165,655 円-149,089 円=16,566 円

## 例2: 工事費総額 265,000 円 (保険対象工事費総額 265,000 円) の場合

## $[\times]$

265,000 円×0.9=238,500 円

保険給付額 238,500 円

自己負担額 265,000 円-238,500 円=26,500 円

#### 

<u>200,000 円×0.9=180,000 円</u>

保険給付額 180,000 円

自己負担額 265,000 円-180,000 円=85,000 円

## 例3:工事費総額265,000円(保険対象工事費総額165,655円)の場合

<u>165,655 円×0.9</u>=149,089.5 <u>(小数点以下は切り捨て)</u>

保険給付額 149,089 円

自己負担額 265,000 円-149,089 円=115,911 円

#### 2. ケアマネジャーがついていない被保険者に対して

ケアマネジャーがついていない被保険者から住宅改修の依頼があった場合、登録施工事業者は、ケアマネジャーが事前に作成する書類(理由書)が必要なこと、また介護保険の他のサービスの利用に伴うケアマネジャーの必要性などについて助言することにより<u>ケアマネジャーを依頼するよう促してください</u>。それでもケアマネジャーを依頼することが困難な被保険者については、償還払いでの住宅改修を検討してください。

#### 3. 介護保険課による調査の実施

船橋市における介護保険の住宅改修をより良いものとするため、住宅改修を利用した問題点 や改修後の日常生活上の変化などについて、住宅改修を行った被保険者を対象に調査を行いま す。また、登録事業者が施工した住宅改修について、被保険者やその家族及びケアマネジャー からの苦情があったときは、必要に応じ被保険者の自宅を訪問し苦情内容を調査するととも に、登録事業者に対して口頭または文書により苦情内容に関する事実確認を行います。

(令和5年度時点)

## 4. 登録事業者としての注意点

介護保険の他のサービスを提供する事業者と違い、介護保険の住宅改修を行う施工事業者については特に事業者としての指定はなく、つまり、介護に関わる住宅改修の経験や知識の少ない事業者や、制度を巧みに利用して不正な工事を行う事業者が参入しやすい仕組みとなっています。

国民生活センター等への住宅改修に関する相談も、介護保険スタート以降、増加している現状にあります。

#### 相談内容の特徴 (一部)

- ・施工事業者の改修経験・知識不足により、役に立たない雑な工事がなされている。
- ・改修目的・工事内容・費用の説明が不十分。
- ・介護保険利用可能と勧誘され、内金を支払った後、利用できないとわかる。
- ・説明不足・契約内容があいまい。解約を申し出たら高額な違約金を請求。
- ・「介護保険利用・市町村の助成制度利用」をうたい高額の契約をさせられた。

船橋市では「住宅改修費支給申請及び受領委任払い」の利用が平成15年4月より可能となり、これに携わる施工事業者については、市の登録を受けることとなります。船橋市の登録事業者にあっては、受領委任払い利用の有無に関わらず、消費者の信頼を損ねることのないよう次のことに留意し業務を行ってください。

- (1) 介護保険制度や市の住宅改造費助成制度の趣旨を十分理解し、適正な住宅改修を行うこと。
- (2) 利用者に対しては、改修目的・改修内容・工事費用の内訳・最終的な自己負担額などについて十分説明し理解を得ること。
- (3) 利用者との契約にあたっては、書面により取り交わすこと。
- (4) 一般消費者、特に高齢者に対して次のような行為は慎むこと。
  - ①「介護保険の住宅改修」や「市の住宅改造費の助成」の制度の内容について十分に説明することなく営業の手段として使い、各制度の対象とならない一般消費者に対して、あたかも利用が可能であるかの様に期待を持たせることにより、契約を取り付けようとする行為。
  - ②市の登録事業者であると自ら名乗ることで、「介護保険住宅改修費支給申請・受領委 任払い取扱い登録事業者」についての趣旨を理解していない一般消費者に根拠のない 安心感を抱かせることにより、契約を取り付けようとする行為。
  - ③その他、一般消費者の誤解を招くことにより不当に利益を得ようとする行為。